

最高裁判所 御中
東京地方裁判所 御中
大阪地方裁判所 御中

知的財産権侵害を理由とする差止請求の訴額に関する意見書

2019（令和元）年10月7日

東京弁護士会

会長 篠塚 力

第1 意見の趣旨

知的財産権侵害を理由とする差止請求の訴額は、算定が極めて困難として、160万円とすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

知的財産権侵害を理由とする差止請求の訴額については、東京地方裁判所が定めた知的財産権法に基づく請求等の訴額の算定基準¹及び大阪地方裁判所が定めた知財訴訟の訴額算定基準²（以下、併せて「算定基準」という。）の中に記載されている。

特許権、実用新案権又は意匠権に基づく差止請求の訴額を例に挙げると、以下のとおりとなっている。

「次のいずれかによる。

ア 原告の訴え提起時の年間売上減少額×原告の訴え提起時の利益率×権利の残存年数×8分の1
イ 被告の訴え提起時の年間売上推定額×被告の訴え提起時の推定利益率×権利の残存年数×8分の1

ウ（年間実施料相当額×権利の残存年数）－中間利息」

しかし、訴え提起時において、原告には、これら算定基準の基礎となる資料が十分ない場合が多い。また、権利の残存年数が長い場合には、訴え提起時に原告が負担する印紙代が高額になってしまうことがある。差止請求をする場合、その訴額算定の困難性及び高額な印紙代が、迅速な訴え提起又は訴え提起自体の阻害要因となっている。

商標権、不正競争防止法、著作権、商号権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に基づく各差止請求についても、算定基準に定められているが、それぞれに問題がある。

知的財産権の侵害がある場合、過去の損害については損害賠償請求、現在及び将来の損害の防止については差止請求となる。損害賠償請求についてはその請求額が訴額算定の基礎になり、知

¹ <http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/sinri/ip/index.html> 資料1

² http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/uketuke_sogaku_santei/index.html 東京地方裁判所の算定基準と同じである。

的財産権の侵害において損害額の算定が難しい場合においても、一部請求という手段があるため、訴え提起時における訴額算定及び印紙代の問題は実務的に回避可能である。しかし、差止請求については、一部請求のような実務的な回避手段はなく、十分な資料を権利者が持っていない状況下で、算定基準に従った訴額算定書の提出を求められると共に、時として高額な印紙代の負担を求められる。

我が国において、現在、知的財産権の保護の強化が国家戦略となっている。知的財産権が侵害されているときには、権利者が採る最終的な手段は訴えの提起であり、権利者による知的財産の独占的な実施権ないし利用権を本質とする知的財産権については差止請求が特に重要である。しかし、訴状の本案内容（請求の趣旨及び原因）のほか、別途、その訴額算定の困難性及び時として高額となる印紙代が、迅速な訴え提起又は訴え提起自体の阻害要因となり、知的財産権の保護の障害となっており、これを改善する必要がある。

2 差止請求に係る経済的利益及び算定の困難性について

（１）差止請求に係る経済的利益

差止めが認められることにより原告（権利者）が得る経済的利益は、被告の侵害行為により原告が将来、被るであろう損害を防止する点にある。したがって、理論上は、提訴後に将来、防止し得る原告の損害額が訴額となる。

（２）差止請求訴額算定の困難性

しかし、提訴時に、提訴以降に被告の侵害により原告が被るであろう損害の損害額という将来の事象で不確定な事象を対象にすること自体に困難が伴う。

特に、知的財産権の侵害については、既に発生した過去の侵害の損害に係る損害額についても、原告側にはその算定資料が十分ないことが認識されている。この原告側の困難性を救済するため、知的財産権法には、損害額の推定に関する規定が特に設けられる（特許法１０２条１項ないし３項、実用新案法２９条１項ないし３項、意匠法３９条１項ないし３項、商標法３８条１項ないし３項、著作権法１１４条１項ないし３項、不正競争防止法５条１項ないし３項）と共に、損害の計算をするために必要な書類の提出命令制度（特許法１０５条１項、実用新案法３０条、意匠法４１条、商標法３９条、著作権法１１４条の３第１項、不正競争防止法７条１項）及び損害計算のための鑑定制度（特許法１０５条の２、実用新案法３０条、意匠法４１条、商標法３９条、著作権法１１４条の４、不正競争防止法８条）が設けられている。

このように知的財産権侵害に係る過去の損害についての損害額の算定についても困難であることが認識されている中、差止請求についての訴額、つまり、提訴時以降に被告の侵害により原告が被るであろうという将来の損害についての損害額を算定することはより一層困難である。さらに、訴え提起時の訴額算定という段階においては、損害賠償請求について提訴時以降に、被告の認否、上記のような文書提出命令及び損害計算鑑定といった裁判所における手続きを利用できない。

昭和４９年２月５日最高裁判所判決（昭和４４年（オ）第９３４号）は、「訴額が特定企業の将来の営業収益を基礎として算定すべき場合においては、営業収益が、好、不況等の一般的経済界

の状況、当該企業の属する特定の業界内の条件、あるいは経営者の交替等の当該企業内の事情によって影響を受け、変動を免れないものであるから、将来の営業収益の正確な予測、したがってまた、これを基礎とする訴額の算定も著しく困難というべきであり」と判示している。

知的財産権侵害の事案においても、原告製品と被告製品が競合している場合を想定すると、原告製品及び被告製品それぞれについて、販売数、販売額及び利益額は、好、不況等の一般的経済界の状況、当該企業の属する特定の業界内の条件、あるいは経営者の交替等の当該企業内の事情によって影響を受け、変動を免れないものである。よって、それらの正確な予測、したがってまた、これを基礎とする訴額の算定も著しく困難というべきである。

算定基準に記載されている、原告の年間売上減少額（侵害行為を理由とする減少額と考えられる。）、被告の年間売上推定額と推定利益率、年間実施料相当額は、訴え提起時に原告はこれらを算定する資料を有していないことが極めて多い。過去の損害についての損害賠償請求についても、これらを算定するための情報は、損害論に入ってから、前記のとおり、被告の認否、文書提出命令制度の利用等によって入手するのが通常であり、これを訴え提起時に原告に算定させることは、原告にかなりの負担を強いることになる。

なお、商号権に基づく差止請求については、当事者双方が会社の場合に、会社の資本額を基礎とする算定方式が算定基準に記載されているが、会社の資本額が大きいと会社の経済活動も大きいであろうという漠然とした前提に基づく計算式と言え、実際の原告の将来の防止される損害額とは乖離することも多いと思われる。

3 権利の残存期間の問題

上記のとおり、差止請求の訴額は、差止めが認められることにより原告（権利者）が得る経済的利益であり、その前提として、原告の権利の存続期間が問題となる。

知的財産権の存続期間は、存続期間の定めがあるものとしては、特許権は延長登録がないものについては特許出願の日から20年（特許法67条1項）、実用新案権は実用新案登録出願の日から10年（実用新案法15条）、意匠権は設定登録の日から20年（意匠法21条）³、商標権は設定の登録の日から10年（商標法19条1項）であるが何度でも更新可能（同法19条2項）、著作権は著作者の死後70年（著作権法51条2項）となっている。このように存続期間の定めがある場合においても、存続期間は長期である。また、不正競争防止法下の保護利益については存続期間の定めはない。

しかし、権利の存続期間があるものについても、例えば、侵害品が販売されている事案においては、侵害品は必ずしも権利の満了時まで売れ続けるというわけではない。また、提訴時以降、侵害品が販売され続ける期間というものは、本来、権利の存続期間とは関係のないものである。

よって、知的財産権侵害の事案で差止請求の訴額算定において、権利の存続期間を考慮するとするならば、権利の存続期間がある場合において、権利の残存期間が将来の損害の発生期間の上限を画するというだけでしかない。

また、権利の存続期間がある場合において、提訴時において、提訴時からの権利の存続期間を訴額算定の要素にする場合、実際に差止請求を認容する判決が確定して、それ以降の侵害が防止

³ 令和元年改正により「意匠登録出願の日から25年」となる。

されて損害の発生防止の経済的利益が得られるとしても、提訴時から時として数年後の判決確定時から権利の満了時までが実際の差止判決の効力の発生する期間なのであって、実際に差止の効力が発揮される期間は短縮される。それにもかかわらず、提訴時から権利の満了までの権利の残存期間を訴額算定の要素に入れるのでは、判決確定時までの期間分は無駄な印紙代を負担することになる。

以上から、権利の存続期間の定めのある知的財産権について、差止請求の訴額算定の一要素として、権利の残存期間を入れることはあまり合理的とはいえない。

算定基準において、権利の残存期間を訴額算定の一つの要素としている権利について、権利の残存期間が長い場合は、訴額が高額となり、印紙額が高額となってしまう場合がある。特に中小企業にとっては、これは提訴の重大な障害となる。

4 低減率について

前記のとおり、特許権、実用新案権又は意匠権に基づく差止請求の訴額の例では、ア及びイの算定においては、式の最後に8分の1が乗ぜられている。この数値は低減率と呼ばれている。この低減率の趣旨について、『新・裁判実務大系 知的財産関係訴訟法』2001年12月10日発行（株）青林書院）4頁－7頁では、次のように説明されている。

「イ 権利の帰属の確認請求、移転登録手続請求

（中略）

・・・年間売上高や利益率に基づいて収益額の総額を算出する場合、年間売上高や利益率は、経済界の好・不況等の変動、当該企業の属する業界の状況、経営者の交替等当該企業内の事情等により、将来変動する可能性が高い（前掲最判昭49年2月5日参照）。さらに、製品の製造等には、当該権利と共に他の複数の知的財産権も寄与していることが多く、当該権利に基づく収益額を算定するためには、売上高に対する当該権利の寄与率も考慮しなければならない（引用文献略）。

以上の点を考慮して、・・・これらの点を総合した低減率として四分の一を収益額の総額に乘じている。」

「ホ 差止請求

（中略）

差止請求は、妨害排除請求の一つである。民事局長通知では、所有権に基づく物の引渡（明渡）請求の訴額を、目的たる物の価格の二分の一としている。この考え方にしたがって、①及び②⁴の低減率は、権利の帰属の確認請求等の場合の低減率四分の一の二分の一である八分の一となっている」

まず、この文献の説明においても、前掲昭和49年2月5日判決を参照の上、年間売上高や利益率は、将来変動する可能性が高いとされている。また、製品の製造等には他の複数の知的財産権も寄与していることが多いこと及び売上高に対する権利の寄与率の考慮の必要性も指摘されている。権利の帰属の確認請求、移転登録手続請求についての訴額算定についての低減率は、「これらの点を総合した」として四分の一とされているが、その数値自体の根拠は示されていない。

次に、差止請求の訴額算定においては、所有権に基づく物の引渡（明渡）請求の訴額を、目的

⁴ 前記ア及びイである。

たる物の価格の二分の一とする考え方にしたがうとして、上記四分の一の二分の一として、八分の一にするということである。しかし、物の価格は比較的算定が容易であるのに対し、知的財産権の価格の算定は極めて困難であると一般に認識されている上、物の引渡（明渡）請求といういわば物の全価値の回復請求の場合と知的財産権に基づく特定の被告の特定の侵害行為に対する差止請求の場合とは単純に対比できない。

よって、差止請求の訴額の算定が困難であることを認識し、不当に訴額が高額になることを是正するため低減率を乗じることにしたこと自体は首肯できるが、8分の1という数値にも確たる合理的根拠は見出せない。

5 民事訴訟費用等に関する法律の規定

民事訴訟費用等に関する法律4条2項は次のとおり規定している。

「財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。」

「財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。」との後段は、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成8年法律第110号）によって、追加された規定である。この改正前は、160万円（改正前は95万円）⁵とのみなし訴額は、前段に規定するように、財産権上の請求でない請求に係る訴えについてのみ規定されていた。

知的財産権侵害を理由とする差止請求は、前記のとおり、被告の侵害行為により原告が将来、被るであろう損害の防止という経済的利益と解されるので、財産権上の請求である。よって、財産権上の請求でない請求に係る訴えを対象とした平成8年改正前の4条2項の適用は困難であったという事情があった。

前掲昭和49年2月5日最高裁判所判決の事案においても、最高裁は前記のとおり、「将来の営業収益の正確な予測、したがってまた、これを基礎とする訴額の算定も著しく困難というべきであり」としながらも、当該事案で、「起訴時を基準とした特定の企業の営業収益は、起訴時以前の期間であって将来存在しえないような異常な事情の存する期間を除いた過去少なくとも三年間の期間の収益等に準拠して、将来の収益の現在価額を求めたうえ、営業収益に及ぼす前記の諸要因を考慮して定めるべきであり、かくして得られた営業収益を基礎とし、裁判長又は裁判所の裁量によって訴額を算定すべきである。」と判示したが、これは、当時は、民事訴訟費用等に関する法律4条2項のみなし訴額は非財産権上の請求しか対象にしておらず、財産権上の請求と解されたものについてはその訴額を入手し得る資料から算定せざるを得なかったということを背景としている。

知的財産権訴訟の訴額算定基準は、平成8年以前から存在し、東京地方裁判所と大阪地方裁判所は、それぞれ算定基準を定め⁶、差止請求についてもその中に現在の算定基準の原型をなす算定

⁵ 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年法律第128号）により「95万」から「160万円」に改正された。

⁶ 『訴額算定に関する書記官事務の研究』平成4年11月10日発行（（財）法曹会）152頁「第10 知的財産権関係訴訟」の項参照

方法が記載されていたが、財産権上の請求についてはみなし訴額が適用されないということを前提に、差止請求についてもその算定基準を定める必要があったということを背景としている。

しかし、平成8年改正後は、みなし訴額は、財産権上の請求についても、訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについて適用されるようになった。

知的財産権訴訟について算定基準は平成8年以前から存在しており、平成8年改正前は、知的財産権侵害を理由とする差止請求は財産権上の請求と解される以上、何らかの算定基準を定める必要性があったことは十分理解できる。しかし、平成8年改正後は、みなし訴額は、財産権上の請求についても、訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについて適用されるようになった。

前述した事情により、知的財産権侵害を理由とする差止請求は、その価額を算定することが極めて困難な状況にある。

さらに、現在、知的財産権の保護の強化が国家戦略となっている。知的財産権が侵害されているときには、権利者が採る最終的な手段は訴えの提起であり、権利者による知的財産の独占的な実施権ないし利用権を本質とする知的財産権については差止請求が特に重要であり、その訴えの提起の阻害要因の一つとなっている差止訴額の問題は改善されるべきである。

民事訴訟費用等に関する法律4条2項の後段の「訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なもの」は、みなし訴額の160万円とするとの規定を積極的に活用して、知的財産権の保護の強化の一助とすべきである。

第3 結論

以上の理由で、「第1 意見の趣旨」に記載の意見を述べるものである。

以上